



# プラスチック製容器包装 特集

## プラスチック製容器包装とは

「容器包装」とは、「容器」が商品を入れるもの、「包装」が商品を包むものであり、「プラスチック製容器包装」とは、中身の商品を出したり、使ったりしたあとに不要になるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

## プラスチック製容器包装の判断

プラスチック製容器包装の分別の基本は、プラマークがあるかないかです。(商品本体のラベルや説明欄に書いてある場合もあるので、注意してください。)



商品が入っていた容器や包装にプラマークがついていれば、プラスチック製容器包装となります。

▲プラマーク

## プラスチック製容器包装を出すときの注意点

### 1 汚れを落としましょう

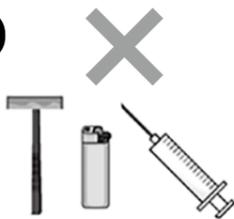
洗剤や調味料などの容器は、中身を使い切り、汚れをふき取るなどして、きれいにしてから出してください。中身が残っているとリサイクルすることができません。また、せっかく分別しても他のプラスチック製容器包装を汚してしまいます。汚れの落ちないものは可燃ごみへ入れてください。

### 2 二重袋の禁止

中身が確認できず、異物混入や汚れの確認ができないため、直接指定の袋に入れるようにしてください。

### 3 禁忌品は絶対に入れない。

ライター、カミソリ、注射針は収集・リサイクルの際に危険なので絶対に入れないでください。



### 4 リチウムイオン電池の入っている電化製品を絶対に入れない。

スマートフォン、モバイルバッテリー、ハンディクリーナーなどは、収集・リサイクルの処理工程で押しつぶされ、内蔵のリチウムイオン電池からショート・発火する可能性があります。



## プラスチック製のごみ



## 【佐久税務署からのお知らせ】

# 確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用する e-Tax が便利です

確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

また、マイナポータル連携を利用すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、寄附金受領証明書や医療費通知情報などを1件ずつ入力する手間が不要です。

さらに、給与所得の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。この機会にぜひマイナポータル連携のご利用をお願いします。



確定申告書等作成コーナー

### ＜確定申告などに関するお問合せ＞

国税庁ホームページ「タックスアンサー」または「チャットボット(ふたば)」をご利用ください。

### ＜e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ＞

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」0570(01)5901

【受付】月曜日～金曜日

(祝日等および12月29日～1月3日は除きます。)



## 家屋の取り壊し・所有者変更の手続きについて

法務局の不動産登記簿に登記されていない家屋(未登記家屋)の取り壊しや売買、相続などによる所有権の移転があった場合は、町に届出が必要です。届出がない場合は、毎年1月1日の所有者に固定資産税が課税されますので該当する場合は、税務課へ届出をしてください。

### 未登記家屋の取り壊し

家屋取壊届出書を提出してください。

### 添付書類

取り壊しを証明する書類として領収書または取壊証明書を提出してください。

### 未登記家屋の所有者変更

家屋課税台帳名義人変更願を提出してください。

### 添付書類

所有者変更の原因によって提出する書類が変わります。

### ● 売買の場合

売買契約書の写しを提出してください。添付ができない場合は、新旧所有者の印鑑登録証明書を提出してください。

### ● 相続の場合

遺産分割協議書の写しを提出してください。添付ができない場合は、被相続人の死亡と相続人との関係がわかる書類(戸籍謄本等)、遺産分割協議証明書、相続人全員の印鑑登録証明書を提出してください。

### ● 贈与の場合

贈与証書の写しを提出してください。添付ができない場合は、新旧所有者の印鑑登録証明書を提出してください。

### ● その他

売買、相続、贈与以外の届出についてはご連絡ください。

### 問い合わせ先

税務課資産税係

(32) 3126

